

令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
河原町総合支所（地域振興課）			
委託業務に係る契約について（契約） 委託業務に係る契約について、次の不適切な事例が見られた。これらは、受託者との認識の違いを生み出す原因となり、不適切な業務の履行及び支出につながるおそれがある。委託する業務の内容について、適正なものとなるよう十分に整理するとともに、契約書等に業務の具体的な内容、留意事項等を詳細に記載するよう改善されたい。 （１）河原城イベント企画運営業務委託において、指定管理者が行う事業との区分や費用負担の考え方が不明確な状態であったこと。 （２）河原城イベント企画運営業務委託の契約書及び湯谷開発（仮称）用地草刈作業委託の請書において、仕様書、図面等が添付されておらず、業務の具体的な内容が明記されていないなかったこと。	（１）令和8年4月1日付契約書より、市が委託する事業の範囲を明確にした見積書を提出させたとともに契約の中にも委託対象費目を明記しました。 （２）河原城・・・令和8年4月1日付契約書より、イベントの詳細な内容と委託範囲を明確にした見積書を添付しました。 湯谷開発・・・令和8年5月1日付請書より、図面及び業務仕様書を添付しました。	令和8年7月8日	
河原町総合支所（産業建設課）			
公印の使用について（公印） 道路占用の変更にかかる許可通知書への公印の押印について、道路占用許可専用の鳥取市長印ではなく、総合支所専用の鳥取市長印を押印しているものが見られた。公印管守規程に定められた公印を使用されたい。 （鳥取市公印管守規程第2条、別表第2）	公印押印前に使用する公印の確認を徹底し、適正な事務処理に以後改めました。	令和8年7月8日	
用瀬町総合支所（地域振興課）			
行政財産使用許可について（財産） 鳥取市財産規則第11条では、行政財産の使用の許可は、行政財産使用許可書を交付して行うものと定められている。 用瀬町総合支所駐車場他の行政財産使用許可申請(更新)が、令和7年2月にあったが、使用許可ではなく公有財産貸付契約を締結していた。 改めて、使用許可書の交付を行う等適切な措置を講じられたい。 （鳥取市財産規則第11条）	指摘事項を課内に周知徹底し、改めて使用許可書の交付を行いました。	令和8年7月8日	

令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
佐治町総合支所（地域振興課）			
公金事務の委託について（その他） 公金事務を委託するときは、指定公金事務取扱者として指定し、委託契約の締結後に地方自治法第243条の2第2項に規定された事項を告示しなければならないとされている。 書籍・CD販売代金の収納を委託契約しているが、指定公金事務取扱者の指定及び告示を行っていなかった。適切な事務処理をされたい。 （地方自治法第243条の2）	令和8年度の書籍・CD販売代金収納の委託契約について、指定公金事務取扱者の指定及び告示を行いました。	令和8年7月8日	
佐治町総合支所（市民福祉課）			
行政財産及び公の施設の使用許可について（財産） 次の施設について、公の施設の使用及び行政財産の目的外使用に係る申請書が提出されていたにもかかわらず、使用許可に係る手続が行われていなかった。 適切に事務処理されたい。 ・佐治地区保健センター（行政財産の目的外使用） ・佐治町屋内多目的広場（公の施設の使用） （鳥取市佐治町屋内多目的広場の設置及び管理に関する条例第3条、鳥取市財産規則第11条）	・佐治地区保健センター（行政財産の目的外使用） 鳥取市財産規則第11条に基づき、このたび申請のあった使用については審査を行い、使用許可の手続を執行しました。今後、申請があった場合は、速やかに審査を行い、使用許可の手続きを行います。 ・佐治町屋内多目的広場（公の施設の使用） 鳥取市佐治町屋内多目的広場の設置及び管理に関する条例並びに鳥取市財産規則に基づき、このたび申請のあった使用については、使用許可に係る手続を執行しました。今後、申請があった場合は適切に使用許可の手続きを執行します。	令和8年7月8日	